

## 第 2

林業植物関係の品種保護情報の追補



(1) ホームページ ([www.forest.go.kr/newkfsweb/kfs/idx/SubIndex.do?orgId=kfsv&mn=KFS\\_18](http://www.forest.go.kr/newkfsweb/kfs/idx/SubIndex.do?orgId=kfsv&mn=KFS_18))



## (2) 国立山林品種管理センター紹介



国立山林品種管理センターは、忠清北道忠州市水安堡面水回里積寶山裾にある山林庁出先機関として、韓国の山林資源の百年大計のため採種園造成を通じて優秀山林種子の生産・供給と新品種出願審査および栽培試験、山林生命資源の収集・保存・利用の活性化のため設立した国家機関である。

1968年国内最初に忠州地域に採種園を造成（忠清北道忠州市水安堡面山58-1番地、落葉松7ha）し、1970年7月15日林木育種研究所中部育種場が新設されて以来、1998年8月1日国立山林科学院西部林業試験場を経て、2005年12月29日には山林種子研究所に拡大改編されたが、2008年8月12日山林種子生産・供給と共に品種保護制度施行および山林生命資源収集保存のため国立山林品種管理センターを新しく設立した。

国立山林品種管理センターは、“**新品種の開発を支援し、優秀種子を生産・供給して、未来の知識産業を善導する**”との機関本来のタスクにより“**2030年までに山林分野の品種保護および種子生産の国際的先導機関**”に跳躍するため努力している。

このため**新品種の審査・審判機能を高度化し、栽培試験と対照種保存園などの基盤を構築し、知識財産権保護のため国内種子市場に対する流通の取り締まりを強化**しており、2030年までに採種園を2,500haまで拡大し、国内造林樹種の種子100%を品質保証される優秀種子として供給するため努力しており、種子備蓄制度を運営して種子貯蔵能力を強化し、種子検査および包装など種子品質管理にも万全を期している。

そして山林生命資源の産業化のため生命資源の調査・収集とジーンバンク（GENE BANK）を利用した中・長期保存、資源ライブラリ構築と共に山林資源の利用価値を探すための特性評価およびDNA分析、だれでも国家保有の生命資源をやさしく探して利用できるようにデータベースの構築および分譲など利用活性化にも努力している。

これから国立山林品種管理センターは、山林生命資源の開発を通じ、バイオ事業の源泉材料の供給に努力し、これらを利用した新品種開発で知識財産権の拡大および種子産業発展に寄与し、新品種の種子と苗木の供給基盤を拡大して価値ある山林資源の造成と山林生命産業の画期的な発展の礎石になりたい。

### (3) 新品種紹介

#### ① 品種保護制度

##### ● 品種保護制度とは?

■ 国際的に植物新品種に対する知的財産権を認定、保護することで育種家の権益保護と新品種開発促進および種子産業発展を図るための制度である。

■ 1962年、植物新品種保護のための国際条約が採択されており、1968年国際機構であるUPOV（植物新品種保護国際同盟）結成

※ 2018年現在、74カ国が加入、韓国は2002年に50番目の国家として加入

■ 条約により山林分野は、2008年にクリ、シイタケ、ヨモギなど15種が品種保護対象として指定告示されており、2009年5月1日からイチゴ、木イチゴ、カンキツ、ブルーベリー、サクランボおよび海藻類を除外した全ての山林植物に拡大された。2012年1月7日から全ての山林植物が品種保護対象になった。

※ 山林庁所管の品種保護対象作物は、約7,400余種（山林樹種、自生植物、キノコ類）

■ 品種保護制度は、WTO（世界貿易機構）TRIPs協定（知的財産権協定）により育成者の権利保護を通じて種子産業発展を図るための制度

▼ 育成者に特許、著作、商標登録権のような排他的な権利を与える

▼ 1961年にヨーロッパの育種家達を中心になって、植物品種に関する特別法を制定

■ 1968年に結成された国際機構UPOV（植物新品種保護国際同盟）で主管

▼ 植物新品種保護国際同盟（UPOV）会員国74カ国で施行中

▼ UPOVは、傘下に6つの分科技術委員会を設置して運営

##### ● 種子産業法・植物新品種保護法による品種保護内容

■ 品種保護：育成者の権利保護（植物新品種保護法）

■ 品種の生産・輸入販売申告：流通秩序確立および紛争対応根拠資料、品種保護要件

■ 品種保護の要件

▼ 新規性（Novelty）：国内1年、国外4年（果樹、林木は6年）間、商業的利用がない品種

▼ 区別性（Distinctness）：知られた品種と一つ以上の特性が明確に区別できなければならない

▼ 均一性（Uniformity）：品種の本質的な特性がその品種の繁殖方法上、予想できる変異を考慮した状態で十分均一でなければならない

▼ 安定性（Stability）：品種の本質的な特性が反復的に増殖された後でも変わらないこと

▼ 品種名称（Denomination）：固有な品種名称を持つべきである

※品種保護権の存続期間：一般植物20年、果樹および林木25年

・権利者：育成者または承継者

・対象作物：全ての植物（品種保護対象植物、農林水産食品部告示第2011-178号）

- ・審査方法：書類審査および栽培審査
- ・権利特徴：私権、財産権、独占排他的権利
- ・権利範囲：属地主義（登録された国家）、時期性（保護期間の間）、実体性（保護品種）

## ② 品種保護対象および所管品種

### ● 品種保護対象告示現況

＊2012年から全ての山林植物が品種保護対象になった。

| 区分   | 山林分野品種保護対象                                                                                                                         |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2012 | 全ての山林植物                                                                                                                            |
| 2009 | 木イチゴを除外した全ての種                                                                                                                      |
| 2008 | クリ、ケヤキ、サクラ、カエデ、ナツメ、シイタケ、カキ（渋柿）、サンシュユ、オニノヤガラ（天麻）、ビャクカジャゼツソウ（白花蛇舌草）、 <i>Aster koraiensis</i> 、タンチョウソウ（イワヤツデ）、タケシマキリンソウ、チイサントガネソウ、ヨモギ |
| 2006 | （山イチゴ）<br>※ 農業所管品目であったが山林分野品目に移管要請した                                                                                               |

### ● 山林種子および苗木の範囲

（山林資源造成および管理に関する法律2条第8号、第18条）

#### ■ 山林用種子（接木の穂木）および苗木

マンシュウグルミ、シラカシ類、剛松、イタヤカエデ、クロマツ（黒松）、スダジイ、クスノキ、ハルニレ、オウシュウトウヒ、オクエゾヤチダモ、リギダマツ、ナナカマド、トネリコ、タラノキの若芽、くり、ユリノキ、バージニアマツ、サクラ類、オニメグスリ（三花槭）、カヤ、サンシュユ、スギ、水原（suwon）、ポプラ、ストローブマツ、ニセアカシア、*Populus nigra* × *P. Maximowiczii* Fl clones、エゾウコギ類、キリ、ハンノキ類、ウルシ類、イチョウ、ハリギリ、イタリヤポプラ、カラムツ、シラカバ類、チョウセンマツ、テウセンモミ、オーク類、チャンチン、サンショウ、ミズキ、ヘンバク、アムールシナノキ、ケンボナシ、suwonポプラ（*Populus tomentiglandulosa* T. Lee）、クルミ、ガハク、キハダ、カクレミノ、コウボクなど

#### ■ キノコ種菌

林産物利用の栽培用ハナビラタケ、林産物利用のチャーガ（白樺茸）、シイタケ、原木栽培用キクラゲ、原木栽培用エノキタケ

### ● 林業支援対象品目（林業および山村振興促進に関する法律）

| 種類   | 品目名                                                                                                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 樹実類  | クリ・カキ・チョウセンマツ・クルミ・ナツメ・イチョウ・ドングリ・ハシバミ・ヤマブドウ・サルナシ・トックリイチゴ・クマイチゴ・ザクロ・ヤマナシ                                                                        |
| キノコ類 | シイタケ・マツタケ・キクラゲ・イワタケ・ノウタケ・ホウキタケ・ハナビラタケ・ブクリョウ                                                                                                   |
| 山菜類  | ツルニンジン・ワラビ・キキョウ・シラヤマギク・ミツバ（ <i>Pimpinella brachycarpa</i> (Kom.) Nakai）・タラノキの若芽・ワスレグサ（忘草）・ギョウジャニンニク・チョウセンヤナギアザミ（コリョオンゴンクイ）・ゼンマイ・ハナウド・ヤマブキショウマ |



| 種類      | 品目名                                                                                                                                     |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 薬草類     | チョウセンイカリソウ・オケラ・ケショウヨモギ・ミシマサイコ・シャクヤク・オニノヤガラ・オタネニンジン・ケツメイシ・チョウセンノギク・ドクダミ（ジュウヤク）・トウキ・センキュウ・カシュウ（ツルドクダミ）・カンゾウ・シシウド・ツリガネニンジン・ビャッカジャゼツソウ・ナガイモ |
| 樹葉類     | 銀杏葉・松葉・トチュウ葉・カシワ葉・ハリギリ葉・チャンチン葉                                                                                                          |
| 薬用類     | 五味子・ウコギ・サンシュユ・クコ（枸杞）・トチュウ（杜仲）・ケンポナシ・ハリギリ・チャンチン・サンショウ・ウルシ・ムレスズメ・マンシュウウリハダ・オオサンザシ・ハルニレ・カクレミノ・ハリグワ・ナナカマド・ニシキギ・ボタン                          |
| 樹木副産物類  | 樹液・木の葉・木の枝（小枝）・樹皮・木の根・木の新芽など樹木（竹類を含む）から出る全ての副産物                                                                                         |
| 観賞山林植物類 | 野生花・自生蘭・造景樹・盆栽・芝・コケ類                                                                                                                    |

※ 林業および山村振興促進に関する法律施行規則第6条第1項関連別表1

### ③ 出願品種の審査

#### ● 育成者権利付与条件

新規性（**Novelty**）、品種名称（**Denomination**）、区別性、均一性、安定性（**Distinctness, Uniformity, Stability ; DUS**）

#### ● 新規性（植物新品種保護法17条）

- 出願前品種の種子、収穫物の商業的販売処分がないこと
  - ▼ 国内では、出願前1年間
  - ▼ 外国では、出願前4年間（林木および果樹は6年）

#### ● 品種名称（植物新品種保護法107条）

- 品種は1つの固有な品種名称を持つべきである。
  - ▼ 品種保護を受けるために出願する品種
  - ▼ 品種リストに登載するために申請する品種
  - ▼ 品種の種子を生産販売するために申告する品種
- 国際的に1品種1名称使用原則
  - ▼ 韓国特許情報院およびUPOV ROM、品種保護公報などを活用

